

海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、海老名市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（昭和41年条例第32号）に規定する消防団員（以下「団員」という。）の道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する第一種運転免許準中型自動車免許（以下、「準中型免許」という。）の取得を促進することにより、消防団活動の安定的かつ持続的な運営を図るとともに、団員の定着率の向上及び新たに団員となる者を増やすことを目的として、準中型免許の取得を希望する団員に対し、海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年海老名市規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する団員とする。

- (1) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条に規定する準中型自動車の運転が可能な免許を有していないこと。
- (2) 海老名市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例第6条に該当しないこと。
- (3) 本補助金の交付を受け、準中型免許を取得した日から起算して、原則として5年以上在籍し、消防団員として活動することを誓約できること。
- (4) 所属する分団の分団長から推薦を受けること。
- (5) 道路交通法第99条による指定を受けた指定自動車教習所（以下「教習所」という。）に入所し、教習を受けること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、団員が準中型免許を取得するために要する教習所に支払う経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費のうち、20万円を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 免許取得計画書
- (2) 教習所の教習等に要する費用が分かる資料
- (3) 誓約書
- (4) 準中型免許以外の運転免許を取得している者は、運転免許証の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交

付の可否を決定し、海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付・不交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付請求書により、当該補助金の交付を市長に請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に当該申請者に補助金を支払わなければならない。

(変更等承認の申請等)

第8条 交付決定者は、申請の内容を変更又は取り下げをしようとするときは、海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金変更等申請書に免許取得計画変更等計画書及び市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、承認の可否を決定し、海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金変更等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、準中型免許を取得したときは、準中型免許を取得した日から起算して20日以内に、海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。補助金の交付決定のあった日の属する年度が終了した場合も、同様とする。

- (1) 免許取得報告書
- (2) 準中型免許の取得に係る領収書等の写し
- (3) 取得した準中型免許証の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(交付額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合はその内容を審査し、適当であると認めたときは補助金の額を確定し、海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金確定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第11条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定を取り消し、海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付決定取消通知書により通知するとともに、当該交付決定者に対して補助金の返還を命じることができる。ただし、市長が特に認めたときはこの限りでない。

- (1) 正当な理由がなく、第2条第3号の誓約に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請をしたとき。
- (3) 準中型免許を取得しなかったとき。
- (4) 第2条第2号の要件に該当するとき。
- (5) その他に市長が認めるとき。

2 補助金の返還の期限は、受給者が補助金の返還について命ぜられた日の属する会計年度の末日までとする。ただし、市長が特に認めたときはこの限りではない。

(様式)

第12条 この要綱の規定により使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

様式番号	関係条文	名称
第1号様式	第5条関係	海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付申請書
第2号様式	第5条関係	免許取得計画書
第3号様式	第5条関係	教習所の教習等に要する費用が分かる資料
第4号様式	第5条関係	誓約書
第5号様式	第6条関係	海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付・不交付決定通知書
第6号様式	第7条関係	海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付請求書
第7号様式	第8条関係	海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金変更等申請書
第8号様式	第8条関係	免許取得計画変更等計画書
第9号様式	第8条関係	海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金変更等決定通知書
第10号様式	第9条関係	海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金実績報告書
第11号様式	第9条関係	免許取得報告書
第12号様式	第10条関係	海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金確定通知書
第13号様式	第11条関係	海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付決定取消通知書

海老名市長 殿

申請者 海老名市消防団 第 分団
住 所
電話番号
氏 名

海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付申請書

海老名市消防団員として準中型自動車免許を取得するにあたり、海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金の交付を受けたいので、海老名市消防団員準中型自動車取得費補助金要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 _____ 円
- 2 補助対象経費 合計 _____ 円
- 3 免許取得予定期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 4 添付書類
- (1) 運転免許証（※1）又は身分証明書の写し（※2）
 - (2) 免許取得計画書（第2号様式）
 - (3) 教習所の教習費用等に係る資料（第3号様式）
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- ※1 運転免許取得者のみ。 ※2 運転免許未取得者は身分証明書

上記のとおり、補助金の申請に関し、所属する団員を推薦します。

海老名市消防団 第 分団
分団長

免許取得計画書

- 1 指定自動車教習所（ ）
- 2 教習所所在地（ ）
- 3 電話番号（ ）
- 4 教習予定期間（ 年 月 日 ～ 年 月 日）
- 5 取得済み運転免許（ ・未取得）
- 6 教習コース 通い 合宿
（ ）
- 7 教習所経費（ 円）
※経費の内訳は第3号様式のとおり
- 8 補助金交付申請額（ 円）
- 9 その他・備考

教習所の教習等に要する費用が分かる資料

準中型自動車免許取得に係る教習等に要する費用の詳細（内訳）について以下のとおり報告します。参考資料として、別添資料を提出します。

指定教習所経費詳細・内訳	科 目		金 額
	入校経費	入学金 学科料金 第1段階（ 時間） 第2段階（ 時間） 教材費 適性検査料 仮免前効果測定料 教科書料	円 円 円 円 円 円 円
	小 計		円
検 定 等	修了検定料 卒検前効果測定料 卒業検定料 卒業証明書料	円 円 円 円 円	
	小 計		円
教 習	技能教習料（教習所内・路上） 第1段階（ 時間） 第2段階（ 時間） 路上割増料	円 円 円 円	
	小 計		円
申 請	仮免申請代	円	
	合 計		円

第4号様式（第5条関係）

海老名市長 殿

誓 約 書

私は、海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金の交付を受け、準中型自動車免許を取得したときは、当該免許を取得した日から5年間以上、海老名市消防団員として活動することを誓約します。

年 月 日

海老名市消防団 第 分団

階 級

氏 名

海消収第 号
年 月 日

海老名市消防団 第 分団
氏 名 殿

海老名市長

海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付け海消収第 号により申請がありました海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金について、海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定 交付 ・ 不交付 とする
- 2 補助金交付決定額 金 _____ 円
- 3 補助金対象経費
- 4 補助金交付対象期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

年 月 日

海老名市長 殿

交付決定者 海老名市消防団 第 分団
住 所
電話番号
氏 名

印

海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付請求書

年 月 日付け海消収第 号により交付決定を受けた海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金について海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額 金 _____ 円

2 振込先

金融機関名			
口座の種類	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

海老名市長 殿

申請者 海老名市消防団 第 分団
住 所
電話番号
氏 名

海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金変更等申請書

年 月 日付け海消収第 号により交付決定を受けた海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金に関する（変更・取り下げ）について、海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 _____ 円
- 2 補助金変更申請額 金 _____ 円
- 3 教習予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 教習変更期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 変更(取り下げ)事由
- 6 添付書類
 - (1) 免許取得計画変更計画書（第8号様式）
 - (2) その他市長が必要と認める書類

免許取得計画変更等計画書

- 1 指定自動車教習所 変更あり 変更なし
()
- 2 教習所所在地 変更あり 変更なし
()
- 3 電話番号 変更あり 変更なし
()
- 4 教習予定期間 変更あり 変更なし
(年 月 日 ~ 年 月 日)
- 5 取得済み運転免許 変更あり 変更なし
(・未取得)
- 6 教習コース 変更あり 変更なし
通い 合宿 その他
()
- 7 教習所経費 変更あり 変更なし
(円)
- 8 その他・備考

海消収第 号
年 月 日

海老名市消防団 第 分団
氏 名 殿

海老名市長

海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金変更等決定通知書

年 月 日付け海消収第 号により申請がありました海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金について、海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、交付すべき額等の変更について決定したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 補助金変更等決定 承認 ・ 不承認 とする
- 2 補助金変更等決定内容

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 海老名市消防団 第 分団
住 所
電話番号
氏 名

海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金実績報告書

年 月 日付け海消収第 号により交付決定を受けました海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金について、準中型自動車免許を取得しましたので、海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 _____ 円

2 補助対象経費 合計 _____ 円

3 事業実績期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

4 添付書類

- (1) 免許取得報告書（第11号様式）
- (2) 準中型自動車免許の取得に係る領収書等の写し
- (3) 取得した準中型免許証の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

海消収第 号
年 月 日

海老名市消防団 第 分団
氏 名 殿

海老名市長 内野 優

海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金確定通知書

年 月 日付け海消収第 号により実績報告がありました海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金について、海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付要綱第10条の規定により、交付すべき額の確定をしたので下記のとおり通知します。

記

- | | | | | |
|---|----------|---|-------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | _____ | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額 | 金 | _____ | 円 |
| 3 | 精 算 額 | 金 | _____ | 円 |

海老名市消防団 第 分団
氏 名 殿

海老名市長

海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け海消収第 号により交付決定した海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金について、海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり交付決定を取り消したので通知します。

なお、補助金の返還期限については、海老名市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付要綱第11条第2項の規定によるものとします。

記

- | | | | |
|----------------|---|-------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 金 | _____ | 円 |
| 2 補助金交付決定取り消し額 | 金 | _____ | 円 |
| 3 補助金返還額 | 金 | _____ | 円 |
| 4 補助金取り消し理由 | | | |